

福島第一原発事故による被害の全面救済の実現及び原発推進政策からの即時撤退を求める決議

1 2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に5年が経過した。それにもかかわらず、依然として放射能で汚染された地下水は海へ流入し続けるなど、事故の収束は目途すらも立っていない。また、未だ10万人近くの福島の人々が避難を余儀なくされており、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償も実現されていない。これらの事実は、ひとたび原発に重大な事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。

しかし、政府は、2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画では、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、「世界一厳しい」と称した新規制基準に適合した原発の再稼働を進めることを決め、その方針のもと、新規制基準に適合すると決定した九州電力川内原発1号機は2015年8月11日に、同2号機は、同年10月15日に、関西電力高浜原発3号機は2016年1月29日に、同4号機は同年2月26日に再稼働するに至った。さらに関西電力は、運転開始後40年を経過し経年劣化した高浜原発1、2号機の再稼働さえ目論んでいる。

2 政府、電力事業者が、無責任な原発推進政策を進める一方で、国民の常識に合致し、警鐘を鳴らす司法判断もあった。福井地裁は、2014年5月21日、半径250キロメートル圏内の住民の人格権に基づいて大飯原発3、4号機の運転差止請求を認める画期的判決を下した。また同じく福井地裁は、2015年4月14日、高浜原発3、4号機について「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」、「新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的な危険性が肯定できる」とし、運転差止の仮処分を決定した。この決定は、大阪高裁の即時抗告審で覆されたが、今度は大津地裁が、2016年3月9日、同じ高浜原発3、4号機について運転差止の仮処分を決定した。同決定は、福島第一原発事故により原子力発電所の危険性を実際に体験した現段階においては、過酷事故対策などで危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残るなど、住民の人格権を侵害するおそれが高いにもかかわらずその安全性が確保されているとはいえないとして、新規制基準に「適合する」と判断されて再稼働した同原発の運転停止を命じるもので、画期的な司法判断である。

これらの判決、決定は、国民の生命、身体及び安全で平穏な生活を守るための極めて常識的な判断であり、人類とは共存できない本質的な危険性を孕む原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民を納得させる内容である。

3 他方、鹿児島地方裁判所は、2015年4月22日、九州電力川内原発1、2号機の運転差止仮処分申立を却下する不当決定をした。そして、この決定は、2016年福岡高

裁宮崎支部の即時抗告審で維持された。本決定は、社会通念という曖昧な概念を媒介させながらも、結局は九州電力側の主張を鵜呑みにし、「新規制基準の定めが不合理であることはできず」、「新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということもできない」という形式的な判断で棄却する結論を下したに過ぎない。この決定は、人権擁護の砦となるべき司法の責務を放棄することにとどまらず、政府の原発推進政策に追従し、新たな原発安全神話の創設に積極的に加担するものと言わざるを得ない。

4 自由法曹団は、政府に対し、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害を教訓に、福島第一原発事故の責任を認め、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロの社会を実現することを求める。そのうえで、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの人たちの全面救済の実現に最優先で取り組むことを求める。我々はそのためのたたかいに全力を傾注することを決議する。

2016年5月30日

自由法曹団2016年 札幌・定山溪5月研究討論集会